○国土交通省告示第六百七十三号

都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十九条の七の規定により一般財団法人全国建設研修センター理事長から登録講習機関の登録事項の変更の届出があったので、同規則第十九条の十六第二号の規定に基づき公示する。

平成二十五年七月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

変更に係る登録事項

・代表者の氏名　野見山恵弘

・講習事務を行う役員の氏名　野見山恵弘

○国土交通省告示第六百七十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成二十五年七月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

別表の二の項指定をした日欄中「平成二十年五月二十九日」を「平成二十五年六月二日」に改め、同項指定の有効期間欄中「平成二十五年六月二日」を「指定をした日」に改め、同表の五の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中「三十七番七号」を「八番十八号」に改め、同欄に次のように加える。

フ　鹿児島支店　鹿児島県鹿児島市西田一丁目五番一号

同表の六の項指定をした日欄中「平成二十年」を「平成二十五年」に改め、同表の七の項業務区域欄中「広島県三原市」の下に「、徳島県」を加え、「愛媛県四国中央市、愛媛県新居浜市」を「愛媛県、高知県」に改め、同項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄に次のように加える。

ヌ　松山事務所　愛媛県松山市宮田町百八番地

同表の八の項業務区域欄中「北海道余市町、北海道南幌町、北海道長沼町、北海道栗山町、岩手県盛岡市、岩手県花巻市、岩手県北上市、岩手県一関市、岩手県奥州市、岩手県滝沢村、岩手県紫波町、岩手県矢巾町、岩手県金ヶ崎町、岩手県平泉町、岩手県藤沢町」を「北海道余市郡余市町、北海道空知郡南幌町、北海道夕張郡長沼町、北海道夕張郡栗山町、岩手県」に改め、同表の十九の項住所欄中「二番十六号」を「一番二十号」に改め、同項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中「二番十六号」を「一番二十号」に改め、同欄に次のように加える。

ニ　飯田橋支店　東京都新宿区揚場町二番十六号

同表の二十二の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄に次のように加える。

ハ　千葉事務所　千葉県千葉市中央区新田町五番十号

ニ　名古屋事務所　愛知県名古屋市中区錦三丁目六番三十五号

同表の二十三の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中「神奈川県川崎市麻生区万福寺一丁目一番一号」を「イ　本社　神奈川県川崎市麻生区万福寺一丁目一番一号　ロ　新宿支店　東京都新宿区西新宿一丁目十七番一号」に改める。

○国土交通省告示第六百七十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年七月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　うどう川

(二)　砂防法第二条の土地の表示　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県八女市黒木町笠原

字満地　八二八七番　一号

八二八五番　二号

八二八四番二　八号及び九号

字ウツキ　八二六一番一　三号

八二七〇番一　四号

八二七〇番一　地先道路敷　五号

八二七一番二　六号

八二七一番一　七号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　四条野谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県八女市黒木町木屋

字上川原　一三五番二　一号及び七号

一四〇番一　二号

一四四番一　三号

一七九番一　五号

一三七番一　六号

字西城　五九〇番二　四号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　田代川

(二)　砂防法第二条の土地の表示　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県八女市黒木町笠原

字平石　一〇〇一五番一　一号及び二号

一〇〇一八番三　三号

一〇〇一一番四　四号及び五号

一〇〇一一番一　六号

一〇〇一〇番　七号

一〇〇〇六番五　八号

一〇〇〇六番一　九号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　栗林川

(二)　砂防法第二条の土地の表示　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県八女市上陽町久木原

字栗林　四六七番　一号

字銅山　六四九番一　二号から四号まで

六六四番一　五号及び六号

六六四番二　七号

六六五番　八号

五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　志屋川

(二)　砂防法第二条の土地の表示　次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県八女市星野村

字丸山西　一一〇三九番一　一号から三号まで

一一〇三八番一　四号

一一〇三一番　五号

一〇八一三番二　六号及び七号

一〇八一三番一　八号から十号まで

一〇八〇八番　十一号

六　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　おいわ川

(二)　砂防法第二条の土地の表示　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県八女市星野村

字上り立　二〇〇九番　一号

二〇一二番　二号及び三号

字大岩　一九八六番　四号

一九八七番　五号及び六号

一九八二番　七号

一九八五番　八号から十号まで

七　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　山口谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県うきは市浮羽町田篭

字石原田　五九番一　一号

七一番　三号

七〇番一　四号

五八番一　六号

字長迫　一一三番三　二号

字北向片　一四五二番　五号

○国土交通省告示第六百七十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年七月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　西の谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示　イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県日南市北郷町北河内

字堂之迫　五六二六番二　一号及び二号

五六三〇番一　三号